

磐田市週休2日推進工事（建築工事）実施要領

（目的）

第1条 建設業界では、若年層の入職者数が減少しており、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保が重要な課題となっている。

本要領は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（対象工事）

第2条 原則として、磐田市が発注するすべての建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

- （1） 施工に必要な実日数（実働日数）が4週間（28日）未満と見込まれる工事
- （2） 市長が対象工事に適さないと判断する工事

（用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

（1） 週休2日

ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2） 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

（3） 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4） 現場休息

分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

（5） 4週8休以上

ア 月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%

に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、上記の「土曜日、日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の週休2日においては、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ウ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

エ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

（発注）

第4条 発注方式は次のいずれかの方式とする。分離発注工事の場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。なお、適用する発注方式に応じた特記仕様書（別紙1、2）により対象工事である旨を明示する。

（1）発注者指定型

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する工事をいう。なお、通期の週休2日は必須とする。

（2）受注者希望型

受注者が対象期間開始前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む工事をいう。なお、通期の週休2日は必須とする。

対象期間開始前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しない場合を含む）は、通期の週休2日を上限として、第5条、第7条、第8条を判断する。

（費用の計上）

第5条 現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

費用の補正に係る具体の積算等の方法は、静岡県週休2日推進工事（建築工事）積算要領による。

（実施方法）

第6条 実施方法は次のとおりとする。

（1）現場閉所（現場休息）の確認方法

ア 対象期間開始前

- ・「対象期間」を受発注者間協議により設定する。
- ・受注者希望型の場合は、月単位の週休2日に取り組む旨を受発注者間協議する。

- ・受注者は「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- ・分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう「現場閉所（現場休息）予定日」を調整したうえで、実施工程表等を作成する。

イ 対象期間中

- ・受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出する。
- ・監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
- ・工程計画の見直し等が生じた場合には、受注者はその都度「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直し後の計画を確認する。なお、分離発注工事の場合は、受注者間で調整を行う。

ウ 現場閉所（現場休息）率確認時

- ・監督員は、イにより確認した現場閉所（現場休息）の状況により現場閉所率を算出のうえ現場閉所（現場休息）率確認書（様式1）を作成し、受注者に交付する。

エ その他留意事項

- ・受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- ・受注者及び監督員は関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所（現場休息）の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のしわ寄せがないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。特に新築工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(3) 入札参加者等への周知

本要領に基づく受注者の取組実施内容は、入札公告等で提示する特記仕様書に明記する。

(工事成績評定点の加点)

第7条 工事成績評定の対象となる工事にあつては、現場閉所（現場休息）率に応じて以下のとおり「創意工夫」項目で加点を行うものとする。

(1) 月単位の週休2日の場合は、2点を加点する。

(2) 通期の週休2日の場合は、1点を加点する。

(達成証明)

第8条 本要領を適用して週休2日推進工事の対象とした工事において第6条(1)により月単位の週休2日又は通期の週休2日の実施が確認された場合は、その達成状況を検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和6年11月1日から施行する。